

旧	新
<p>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>(1) 主な着眼点 ①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。</p> <p>⑤ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 なお、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者、又</p>	<p>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>(1) 主な着眼点 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、貸金業者に対する公共の信頼を維持し、貸金業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下II-1において「政府指針」という。)の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。</u> <u>さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</u></p> <p>⑤ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令及び社内規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。</p> <p>⑥ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 なお、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者、又</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>は貸金業の業務に従事する者が1名で且つ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者においては、これらの者が法に規定された主任者であることをかんがみ、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。</p> <p>イ. 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. 協会が協会員に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p>ハ. 自己の行う貸金業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。</p> <p>a. 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。</p> <p>b. 自己検証を実施するに際し、別添自己検証リストに基づき自社の社内規則等を参考に自己検証項目を設定しているか。</p> <p>c. 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。</p> <p>d. 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2 業務の適切性</p> <p>(新設)</p>	<p>は貸金業の業務に従事する者が1名で且つ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者においては、これらの者が法に規定された主任者であることをかんがみ、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。</p> <p>イ. 外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. 協会が協会員に対して行う監査を利用する場合には、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p>ハ. 自己の行う貸金業に関する業務の検証を行う場合には、以下の点を踏まえ、業務の適切性を確保するために十分な態勢を整備しているか。</p> <p>a. 自己検証を実施するために十分な時間が確保されているか。</p> <p>b. 自己検証を実施するに際し、別添自己検証リストに基づき自社の社内規則等を参考に自己検証項目を設定しているか。</p> <p>c. 自己検証を実施する頻度が少なくとも月1回以上となっているか。</p> <p>d. 実施した自己検証を記録し、少なくとも3年間保存することとされているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>II-2 業務の適切性</p> <p>II-2-5 <u>反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p><u>反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む貸金業者においては、貸金業者自身や役員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>もとより貸金業者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。</p> <p>特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。</p> <p>なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって貸金業者や役員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。</p> <p>(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 (平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○組織としての対応</li> <li>○外部専門機関との連携</li> <li>○取引を含めた一切の関係遮断</li> <li>○有事における民事と刑事の法的対応</li> <li>○裏取引や資金提供の禁止</li> </ul> <p>②反社会的勢力のとらえ方</p> <p>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。</u></p> <p>① <u>反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。</u></p> <p>イ. <u>反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。</u></p> <p>ロ. <u>定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。</u></p> <p>ハ. <u>いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供等を行わないこと。</u></p> <p>② <u>反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。</u></p> <p><u>特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。</u></p> <p>イ. <u>反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。</u></p> <p>ロ. <u>反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該貸金業者における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。</u></p> <p>ハ. <u>反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。</p> <p>③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。</p> <p>イ. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。</p> <p>ロ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。</p> <p>ハ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。</p> <p>④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された反社会的勢力との関係遮断態勢等の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4の規定に基づく厳正な処分について、必要な対</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅱ-2-5 苦情対応態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-2-6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>Ⅱ-2-7 貸金業務取扱主任者 (略)</p> <p>Ⅱ-2-8 禁止行為等 (略)</p> <p>Ⅱ-2-9 勧誘及び契約締結時の説明態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-2-10 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>Ⅱ-2-11 広告規制 (略)</p> <p>Ⅱ-2-12 書面の交付義務 (略)</p> <p>Ⅱ-2-13 帳簿の備付け等 (略)</p> <p>Ⅱ-2-14 帳簿の閲覧、謄写 (略)</p> <p>Ⅱ-2-15 取立行為規制 (略)</p> <p>Ⅱ-2-16 債権譲渡 (略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ-1-2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督</p>	<p>応を検討するものとする。  <u>(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。</u></p> <p>Ⅱ-2-6 苦情対応態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-2-7 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>Ⅱ-2-8 貸金業務取扱主任者 (略)</p> <p>Ⅱ-2-9 禁止行為等 (略)</p> <p>Ⅱ-2-10 勧誘及び契約締結時の説明態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-2-11 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>Ⅱ-2-12 広告規制 (略)</p> <p>Ⅱ-2-13 書面の交付義務 (略)</p> <p>Ⅱ-2-14 帳簿の備付け等 (略)</p> <p>Ⅱ-2-15 帳簿の閲覧、謄写 (略)</p> <p>Ⅱ-2-16 取立行為規制 (略)</p> <p>Ⅱ-2-17 債権譲渡 (略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ-1-2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 非協会の広告については、Ⅱ-2-11 (2) ⑤により取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-3-6 非協会員に対する広告の写し等の徴収                      非協会員に対しては、法第24条の6の10の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告等(Ⅱ-2-11 (2) ②の「広告」及び③の「勧誘」をいう。)の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 非協会の広告については、Ⅱ-2-12 (2) ⑤により取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ-3-6 非協会員に対する広告の写し等の徴収                      非協会員に対しては、法第24条の6の10の規定に基づき、各年の四半期毎に、前四半期に出稿した広告等(Ⅱ-2-12 (2) ②の「広告」及び③の「勧誘」をいう。)の写し又はその内容がわかるものを遅滞なく徴収するものとする。</p>